

いわき市都市計画審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、いわき市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道機関席に分ける。

(傍聴人の受付)

第3条 審議会を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、審議会開催予定時刻の5分前までに氏名、住所等を受付簿に記入し受付を済ませるものとする。

(傍聴人の入室)

第4条 傍聴人は、事務局の指示に従い入室するものとする。

2 審議会開会以降の入室は認めないものとする。

(傍聴することができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類、又は拡声器その他の音響装置を携帯している者
- (5) カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、報道機関及び関係行政機関の職員についてはこの限りでない。
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いていると認められる者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会開催中は静粛に傍聴すること。
- (2) 会議における発言に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど審議会の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 携帯電話の類を携帯している者は、審議会開催中その電源を切り、又は無音状態とすること。
- (5) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において写真、ビデオを撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、報道機関及び関係行政機関の職員についてはこの限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事運営に支障となるような行為をしないこと。

(事務局の指示)

第7条 傍聴人は、事務局の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が前2条に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、非公開とする議事があったときは、すみやかに退場しなければならない。

(雑則)

第10条 この要領に定めるものを除くほか、審議会の傍聴に関して必要な事項は議長が審議会に諮って定める。